

牛久市第5期障がい福祉計画・ 牛久市第1期障がい児福祉計画

概要版



計画の趣旨

本市では、前計画（平成 27 年度から平成 29 年度までの計画期間）において、障がいのあるなしに関わらず、お互いを尊重し合い、皆が社会の一員として平等な立場で考え、支え合い、住み慣れた地域で安心していきいきとくらす社会の実現を目指して、総合的かつ計画的に施策の推進を図ってきました。

この間に、知的障がいや精神障がいのある人の増加に加えて、高次脳機能障がいや発達障がいのある人、さらには難病患者への支援の必要性が高まる等、障がい福祉の対象は大きく広がってきています。また、障がいのある人が、必要な支援を受けながら、誰からも差別されることなく、就労や社会活動に参加し、地域の中で自立して生活できるようにしていくために、改めて、障がいのある人の人権を尊重することの重要性が浮かび上がってきています。とくに、障がいのある人への虐待に関しては、障がいのある人の人権擁護の必要性を、広く社会に認識させることとなったといえるでしょう。

こうした社会の動向を受けて、平成 28 年の 6 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が改正され、新たな福祉サービスを導入する等、多様化・複雑化する障がい福祉の様々な課題の解決に向けて取り組んでいこうとしています。また、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障がいのある人の人権擁護に向けての法整備は、急速に進んでいます。

こうした状況を受けて、牛久市は、ここに「第 5 期障がい福祉計画」と「第 1 期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人が、切れ目のない支援を受けながら、地域で自立して、自分らしくいきいきと生活していけるよう、障がいのある人の人権の尊重という観点に立って、障がい施策の推進を図ります。

1. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、国の基本指針や県計画との整合を図るとともに、市の上位計画である牛久市第3次総合計画や第5期牛久市障がい者計画の実現に向けた実施計画として位置づけ、本市の特性や独自の課題等を踏まえ、目標や見込量を設定するものです。
- (2) 障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に策定が規定されており、国の基本指針に即し、『障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画』と定義されています。
- (3) 障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく計画であり、障害児通所支援等のサービスの提供体制の確保のための計画として定めるものです。

なお、この計画は本市における障害者に対する施策全般にわたる計画として「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定します。

2. 計画の期間

障がい福祉計画の期間については、平成32年度を目標年度とし、第1期（平成18年度～平成20年度）～第4期（平成27年度～平成29年度）の実績を踏まえ、平成30年度～平成32年度までの3年間を計画期間とするものです。

また、第1期障がい児福祉計画についても、平成30年度～平成32年度までの3年間を計画期間とします。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
国	障害者基本計画	第2次						第3次						第4次			
	障がい者プラン	第2次						第3次									
市	障がい福祉計画	第1期		第2期			第3期		第4期		第5期						
	障がい児福祉計画													第1期			

今後の障がい福祉サービス等の見込み及び方策（障がい福祉計画）

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成 28 年度末の施設入所者数 (A)	52 人	平成 29 年 3 月 31 日現在の人数
現在の施設入所者数	51 人	平成 29 年 10 月 1 日現在の人数
平成 32 年度末の施設入所者数 (B)	50 人	平成 33 年 3 月 31 日現在の人数見込み
【目標値】削減見込 (A-B)	2 人	減少見込者数 (入所待機者 12 名)
【目標値】地域生活移行者数 (C)	6 人	施設からグループホーム等へ移行する見込者数

2. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

こうしたことから、市では県ともそれぞれの役割を分担しながら緊密に連携し、障がい福祉・介護事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、自治体などとの重層的な連携による支援体制を構築していきます。

また、入院医療中心から地域生活中心へという方針を踏まえて、国及び県にて示された退院率の目標値及び退院後の精神障がい者の状況やニーズ等を総合的に勘案し、医療機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。

3. 地域生活支援拠点等の整備

この地域生活支援拠点とは、障がい者の入所施設や病院からの地域生活移行を確実にするため地域生活を支援する相談や緊急受け入れなどの機能を持った拠点を指し、都道府県が定める福祉圏域または市町村内を対象として整備するものです。

地域生活支援拠点等の整備については、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、ライフステージや生活課題を勘案し、どのような形態や規模で地域での安心感を担保し、生活を地域全体で支える体制の構築ができるか、障がい福祉事務所や近隣市町村と協議・連携し、今後取り組んでまいります。そして、市としては面的整備^(※)を検討する方向です。

※面的整備：複数の対象事業を一括して整備する手法。

4. 福祉施設利用者の一般就労への移行

(1) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成 28 年度の年間一般就労移行者数	10 人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数
現在の年間一般就労移行者数	10 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】 平成 32 年度の年間一般就労移行者数	15 人 (150%)	平成 32 年度中に福祉施設を退所し、一般就労する見込数 (1.5 倍)

(2) 就労移行支援事業利用者の就労移行率

項目	数値	考え方
平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数	20 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
現在の就労移行支援事業の利用者数	26 人	平成 29 年 10 月 1 日現在、就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者数	37 人	平成 32 年度において就労移行支援事業を利用する者の数 (2 割以上)

(3) 就労移行支援事業 事業所の就労移行率

項目	数値	考え方
平成 28 年度末の就労移行支援事業所数	5 事業所	平成 28 年度末において就労移行支援事業を提供する市内事業所数
平成 28 年度中に当市利用者中 3 割以上が就労した事業所数	1 事業所	平成 28 年度中に就労移行支援事業所を当市利用者が退所し、一般就労へ移行した割合が 3 割以上の事業所数
現在の就労移行支援事業所数	6 事業所	平成 29 年 10 月 1 日現在、就労移行支援事業を提供する市内事業所数
【目標値】 平成 32 年度中に当市利用者中 3 割以上が就労見込の事業所数	3 事業所 (50.0%)	平成 32 年度において就労移行支援事業所を退所し、一般就労へ移行する見込数 (全体の 5 割以上)

(4) 就労定着支援

項目	1年後定着率	考え方
平成30年度	80%	支援開始後1年の定着率（8割以上）
平成31年度	80%	支援開始後1年の定着率（8割以上）
平成32年度	80%	支援開始後1年の定着率（8割以上）

5. 相談支援体制の充実

- (1) 障害者自立支援協議会：関係機関が相互に連絡し、地域での障がい者対策の課題について情報を共有し、連携を図ります。また、解決困難なケースについてはサービス利用等につながるよう支援します。
- (2) 相談支援事業者の活用：市担当職員や相談支援専門員のレベルアップとともに、相談業務のより一層の充実と相談窓口の拡充を図ります。今後は相談支援事業者のさらなる確保に努めます。
- (3) 意思決定支援：人生の様々な場面で自分のことは自分で決めることができるよう、自信を取り戻し、自分の意思を表明し、自ら意思決定できるための支援をします。

6. 障がい者の虐待防止・差別解消等への取組

障がい者に対する虐待や身体拘束の防止・差別解消のため、地域住民や市内のサービス提供事業所等に対する啓発に加え、サービス提供事業所等への第三者評価制度の活用等の働きかけを行います。

また、障害者自立支援協議会等を通して、障がいのある人の権利擁護や虐待防止に関する理解を広め事業所との連携を取りながら、障がい者の安全確認や事実確認を行う体制づくり、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図ることができる体制づくりに努めます。

障がいのある人と関わる時・支援をするときには、障がいのある人が「自分のことは自分で決める」という、自己決定を尊重することが大切です。自分で決めることが難しい人には、ゆっくりと、やさしい言葉や、わかりやすく繰り返し説明するなど工夫して、決めるための手助けをしていくことが重要です。相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所の職員に対し、障がいのある人の意思決定を支援するよう県とともに指導していきます。

3

障がい福祉サービス等の目標値 (障がい福祉計画)

1. 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

● 1か月当たり延べ利用時間見込み

サービス名	29年度実績(見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護(ホームヘルプ)	908時間 (60人)	975時間 (65人)	1,050時間 (70人)	1,125時間 (75人)
重度訪問介護	1,958時間 (5人)	2,000時間 (5人)	2,000時間 (5人)	2,000時間 (5人)
同行援護	79時間 (9人)	120時間 (12人)	140時間 (14人)	160時間 (16人)
行動援護	4時間 (1人)	20時間 (2人)	20時間 (2人)	20時間 (2人)
重度障がい者等包括支援	0時間 (0人)	32時間 (1人)	32時間 (1人)	32時間 (1人)

(2) ①日中活動系サービス(生活介護等)

● 1か月当たり延べ利用人数見込み

サービス名	29年度実績(見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	1,798人 (95人)	1,911人 (98人)	1,970人 (101人)	2,028人 (104人)
自立訓練(機能訓練)	0人 (0人)	22人 (1人)	22人 (1人)	22人 (1人)
自立訓練(生活訓練)	390人 (21人)	388人 (22人)	405人 (23人)	423人 (24人)
就労移行支援	428人 (25人)	543人 (29人)	618人 (33人)	692人 (37人)
就労継続支援A型(雇用型)	1,213人 (61人)	1,274人 (65人)	1,333人 (68人)	1,392人 (71人)
就労継続支援B型(非雇用型)	1,986人 (125人)	2,054人 (130人)	2,113人 (135人)	2,212人 (140人)
就労定着支援		50人 (5人)	100人 (10人)	150人 (15人)

(2) ②日中活動系サービス（療養介護）

● 1か月当たり延べ利用人数見込み

サービス名	29年度実績（見込）	30年度	31年度	32年度
療 養 介 護	303人 (10人)	341人 (11人)	372人 (12人)	403人 (13人)

(2) ③日中活動系サービス（短期入所）

● 1か月当たり延べ利用人数見込み

サービス名	29年度実績（見込）	30年度	31年度	32年度
短期入所（福祉型）	115人 (16人)	275人 (25人)	330人 (30人)	385人 (35人)
短期入所（医療型）	5人 (1人)	10人 (1人)	10人 (1人)	10人 (1人)

(3) 居住系サービス

● 1か月当たり利用人数見込み

サービス名	29年度実績（見込）	30年度	31年度	32年度
共同生活援助（グループホーム）	54人	60人	65人	70人
施設入所支援	52人	54人	55人	50人
自立生活援助		1人	1人	1人

(4) 計画相談支援

● 年間の相談支援利用人数見込み

サービス名	29年度実績（見込）	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	456人	490人	510人	530人
地域移行支援	0人	2人	2人	2人
地域定着支援	0人	1人	1人	1人

2. 相談支援体制の充実

(1) 相談支援事業

●実施事業所見込み

サービス名	29年度実績(見込)	30年度	31年度	32年度
相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所

(2) 意思疎通支援事業

●年間利用件数見込み

サービス名	29年度実績(見込)	30年度	31年度	32年度
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	64件	70件	80件	90件
手話通訳者設置事業	243日	243日	243日	243日

(3) 日常生活用具費給付事業

●年間利用件数見込み

サービス名	29年度実績(見込)	30年度	31年度	32年度	
日常生活用具費給付事業	1,892件	2,000件	2,080件	2,130件	
内 訳	① 介護・訓練支援用具	12件	15件	15件	15件
	② 自立生活支援用具	20件	20件	20件	20件
	③ 在宅療養等支援用具	24件	30件	30件	30件
	④ 情報・意思疎通支援用具	8件	10件	10件	10件
	⑤ 排泄管理支援用具	1,824件	1,920件	2,000件	2,130件
	⑥ 居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	4件	5件	5件	5件



(4) 移動支援事業

● 1 か月当たり延べ利用時間見込み

サービス名	29年度実績(見込)	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	86時間 (14人)	95時間 (17人)	105時間 (18人)	116時間 (19人)

(5) 地域活動支援センター事業

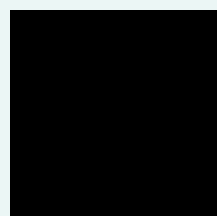
● 年間利用件数見込み

サービス名	29年度実績(見込)	30年度	31年度	32年度	
地域活動支援センター事業	2か所 683人 (65人)	3か所 668人 (71人)	3か所 668人 (71人)	3か所 668人 (71人)	
内 訳	市内施設	1か所 472人 (40人)	2か所 540人 (45人)	2か所 540人 (45人)	2か所 540人 (45人)
	市外施設	1か所 211人 (25人)	1か所 228人 (26人)	1か所 228人 (26人)	1か所 228人 (26人)

(6) 日中一時支援事業

● 1 か月当たり延べ利用人数見込み

サービス名	29年度実績(見込)	30年度	31年度	32年度	
日中一時支援事業	364人 (77人)	400人 (80人)	425人 (85人)	450人 (90人)	
内 訳	障がい者	126人 (27人)	150人 (30人)	150人 (30人)	150人 (30人)
	障がい児	238人 (50人)	250人 (50人)	275人 (55人)	300人 (60人)



(7) 訪問入浴サービス事業

● 1か月当たり延べ利用人数見込み

サービス名		29年度実績(見込)	30年度	31年度	32年度
訪問入浴サービス事業		110人 (10人)	120人 (12人)	130人 (13人)	140人 (14人)
内 訳	障がい者	100人 (9人)	110人 (11人)	120人 (12人)	130人 (13人)
	障がい児	10人 (1人)	10人 (1人)	10人 (1人)	10人 (1人)

(8) その他の地域生活支援事業

次の事業については、事業の性格上、数値目標等は設けませんが、障がい者の地域生活を支援することを目的として実施していきます。

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| ① 理解促進研修・啓発事業 | ② 自発的活動支援事業 |
| ③ 成年後見制度支援事業 | ④ 成年後見制度法人後見支援事業 |
| ⑤ 手話奉仕員養成研修事業 | ⑥ 点字・声の広報発行 |
| ⑦ 自動車運転免許取得・改造助成 | ア. 自動車免許取得補助 イ. 自動車改造費補助 |
| ⑧ 重度障がい者移送サービス | ⑨ 介護用自動車購入助成 |
| ⑩ 緊急時の居室確保事業 | |



4

障がい福祉サービス等の目標値 (障がい児福祉計画)

1. 障がい児福祉サービス

(1) 障がい児通所支援

● 1か月当たり延べ利用人数見込み

サービス名	29年度実績(見込)	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	389人 (102人)	492人 (123人)	552人 (138人)	620人 (155人)
放課後等デイサービス	1,092人 (78人)	1,190人 (85人)	1,260人 (90人)	1,330人 (95人)
医療型児童発達支援	0人 (0人)	5人 (1人)	5人 (1人)	5人 (1人)
保育所等訪問支援	21人 (20人)	25人 (25人)	30人 (30人)	30人 (30人)
居宅訪問型児童発達支援		8人 (2人)	12人 (3人)	16人 (4人)

(2) 障がい児相談支援

● 年間の相談支援利用人数見込み

サービス名	29年度実績(見込)	30年度	31年度	32年度
障がい児相談支援	94人	110人	120人	130人



2. 障がい児への支援

(1) 発達障がい児へのサービス

① 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備

●見込み

内 容	30 年度	31 年度	32 年度
施設数	0 か所	0 か所	1 か所

② 児童発達支援センターの相談件数

●年間利用件数見込み

内 容	30 年度	31 年度	32 年度
相談件数	0 件	0 件	10 件

③ 児童発達支援センターの関係機関への助言

●年間利用件数見込み

内 容	30 年度	31 年度	32 年度
助言数	0 件	0 件	10 件

(2) 医療的ケア児へのサービス

- 取組 急増する医療的ケアが必要な子どもには、看護師などの専門的なスタッフが必要であり、地域全体でこうした子どもを支えるための十分な支援・サービスを提供できるように保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携していきます。

(3) 重度心身障害児に対する支援

- 取組 主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を平成 32 年までに確保できるよう、県や近隣市町村と協力してまいります。

(4) 小中学校との連携・情報共有

- 取組 障がい児やその保護者等に対して、利用者のニーズに対し対応できるよう、小中学校と市とが情報の共有、提供を密に行い、適切な支援が受けられるように努めてまいります。